

日本赤十字豊田看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024 年度大学評価の結果、日本赤十字豊田看護大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

II 総評

日本赤十字豊田看護大学は、「赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を実践するための主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな個人を育み、さらには国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動ができる基礎力を有し、看護の教育・研究の発展に資することができる看護専門職の育成をすること」を理念に掲げ、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」を大学の目的としている。2019 年度より、法人の「第三次中期計画」に基づき積極的に活動を展開し、2024 年度には「学校法人日本赤十字学園の 2040 年に向けたグランドデザイン」が完成した。この実現に向けて「第四次中期計画」を策定し、計画を実行に移すべく、各年度目標・計画の立案を行い、教育研究活動の充実に努めている。

内部質保証の取り組みについては、年次事業計画に基づいた 4 半期ごとの自己点検・評価を基軸としており、大学運営に関する事項については「経営会議」、学生の受け入れについては「アドミッションオフィス」、教育に関することは「教育の質保証委員会」、地域貢献については「ヘルスプロモーションセンター」での点検・評価を経て、学長に報告する仕組みとなっており、これらに「IR 室」を含めた 5 つの組織を内部質保証の推進組織としている。学長は、各組織で実施した点検・評価の結果を「IR 室」と共有するとともに、大学運営、教育研究活動の質向上及び地域活動の改善策について各事業を担当する委員会等で検討し、改善に向けた取り組みを講じている。なお、2023 年度には、系統的かつ全学的な内部質保証活動の実行に向けて関連規程を整備したほか、組織改編により「IR 室」を設置し、内部質保証における点検・評価の実質化を図るべく情報収集・分析機関としての機能を強化したことに加えて「自己点検評価シート」を用いた点検・評価も開始したため、今後はその実効性を

検証し、改善・向上につなげることが望まれる。

教育については、大学・大学院ともに「3つのポリシー策定の基本方針」に基づいて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）をそれぞれ適切に定め、公表している。これらの方針を踏まえて、学部の教育課程では、看護学の専門科目を1年次から配置し、学年進行に伴い段階的にその比重を高めていく「楔形カリキュラム」を編成しており、カリキュラムマップや授業科目ナンバリングにおいて、学生にカリキュラムの体系性・順次性を明示することにより、学習への理解を深められるようにしている。また、学習成果の測定については、学部での学習成果に関する自己評価の検討に加え、学部及び大学院修士課程では、学位授与方針に関連する科目のGPAを測定し、学位授与方針の達成状況を検討するなど、積極的に取り組んでいるが、同博士課程においても同様の取り組みを実施することが期待される。

社会連携・社会貢献については、日本赤十字社の理念実現に向けて、地域住民の健康増進と健康意識の醸成を図ることを目的とした各種公開講座の開催や看護の質の向上を目的とした専門職向けの研修会等を行うほか、大学所在地である豊田市から中部地方までを視野に入れた地域住民の健康づくりや防災活動を「地域連携委員会」が中心となって積極的に展開している。特に、「学術情報センター・図書館」内の史料室では、明治期から大正期にかけての日本赤十字社の活動を明らかにした貴重な歴史史料を管理しており、これら史料を学内外の研究者が閲覧利用し継続的に成果論文が発表されているほか、学生が赤十字の大学で看護を学ぶことの意識付けを行うことに活用し、教育研究活動の促進も図っている。今後は、史料のデジタルアーカイブ化により、更なる利用促進が期待できることから、優れた取り組みとして高く評価できる。

当該大学は、建学の精神に基づき看護学分野の専門職業人の育成や社会貢献に取り組む、教育の質保証にも取り組んできた。今後は、内部質保証システムを機能させるとともに、絶えず有効性を検証し、少子化社会における学生の確保や大学院における教育の充実のための学習成果の可視化、修士課程・博士課程それぞれの教育に応じたファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の活性化等に取り組む、より一層大学として発展していくことを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神は、赤十字理念を基調とした「人道」を大原則としている。また、

この精神を基盤に、教育理念を「赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を実践するための主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな個人を育み、さらには国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動ができる基礎力を有し、看護の教育・研究の発展に資することができる看護専門職の育成をすること」としている。

上記の教育理念に基づき、大学の目的として「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」を定めている。

大学院の目的としては、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与すること」を定め、これに基づき、研究科においては課程ごとに人材養成の目的を定めている。

以上のことから、大学として掲げる理念に基づき、大学・大学院の目的及び各学部・研究科において、適切に人材養成の目的を明示しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・大学院の理念・教育目標は、「日本赤十字豊田看護大学学則」（以下「学則」という。）及び「日本赤十字豊田看護大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に定め、大学ホームページに掲載するとともに、各学部・研究科の人材養成の目的については、「学生便覧」や「大学案内」に掲載するとともに、入学時に開催するオリエンテーション等において説明を行っている。

また、これらは学部学生及び臨地実習施設・臨地実習指導者に配付する『臨地実習要項』にも明示しており、必要に応じてガイダンスを行うことで、学外者にもわかりやすい説明となるよう、工夫を講じている。新任教職員に対しては、法人が実施する「新任教職員研修」へ参加させることを通じて、赤十字の理念を学び、教育との関連を考える機会を提供している。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に定め、教職員及び社会に周知を図り、社会に公表しているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2019年度～2023年度までの法人の中期計画として「学校法人日本赤十字学園第三次中期計画」（以下「第三次中期計画」という。）を策定し、大学の理念・教育目的、学部・研究科における教育目標等を実現していくため、諸施策を設定し運営している。

2024年度からは、文部科学省中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を踏まえて、「学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン」が完成した。これを実現するために、5年ごとのマイルストーンを設定し、2024年度からの最初の5年間の目標として、「学校法人日本赤十字学園第四次中期計画」（以下「第四次中期計画」という。）を策定した。法人が所管する各大学が、教育共同体として協働・連携のもとで推進すべき計画を設定しており、これに基づき、計画を実行に移すべく各年度目標・計画の立案を行っている。

以上のように、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を適切に設定しているといえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

学則において「教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを定めており、これに基づき「日本赤十字豊田看護大学内部質保証推進規程」（以下「内部質保証推進規程」という。）を定めている。同規程において、内部質保証のための全学的な方針として「学部、大学院において教育の内容や方法を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育の質を継続的に改善し向上させる仕組み（中略）を構築することを基本方針とする」ことを明記している。また、内部質保証を推進する実施体制として、「経営会議」「アドミッションオフィス」「教育の質保証委員会」「ヘルスプロモーションセンター」「IR室」の5つの組織を示し、それぞれの役割を定めている。

内部質保証のための手続として、「内部質保証推進要綱」に「大学全体の内部質保証」「教育に関する内部質保証」「学生受け入れに関する内部質保証」「社会連携・社会貢献に関する内部質保証」の4つのレベルでの質保証について、必要な事項を定めている。例えば、「大学全体の内部質保証」では、「経営会議」で法人の中期計画に基づく大学の中期計画を策定し、到達管理のために4半期ごとのアクションプランを策定すること、担当部署及び委員会等は4半期ごとに実施状況を「企画・地域交流課」に報告し、「経営会議」で評価及び改善策を検討することを定めている。

上記の方針については、教職員に対して「教員会議」で周知を図るとともに、教育の質保証に関する体制図は大学ホームページでも公開している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に定め、学内構成員に周知を図っているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「内部質保証推進規程」において、内部質保証推進の実施体制を定めており、「経営会議」は教育研究組織の適切性の評価及び中期計画、年度計画を中心とした大学運営全体の事業計画の進捗状況、有効性の検証を担っている。また、「アドミッションオフィス」は学生の受け入れに関する有効性の検証を行い、「教育の質保証委員会」は教育プログラム、研究等の有効性の検証を行っている。なお、「経営会議」「アドミッションオフィス」「教育の質保証委員会」は、いずれも学長、学部長、研究科長、事務局長等が構成員となっている。「ヘルスプロモーションセンター」は、社会連携・社会貢献事業の有効性を検証するという役割を担っており、学長指名によるセンター長を置くことを定めており、下部委員会として教授・准教授・講師又は助教の各職位からそれぞれ1名以上で構成する「地域連携委員会」を置いている。「IR室」は内部質保証推進の実質化を支援する組織に位置付け、社会情勢の変化に応じた大学の改革・改善を行うための情報の収集・分析・提言等を行っている。

これらの内部質保証を推進する会議体のうち、「経営会議」は大学の最高議決機関であり、年度事業計画に基づく4半期ごとの点検・評価を実施する主体として内部質保証推進における統括的な役割を担っている。「教育の質保証委員会」は、2021年度に確定した「アセスメントプラン（学修成果の把握に関する方針）」に即した指標に基づく「自己点検評価シート」を用いた検証を実施し、「経営会議」に結果を上程している。ただし、この仕組みは「日本赤十字豊田看護大学評価体制図」には含まれておらず、「経営会議」との連携は必ずしも明確ではないため検討が望まれる。

以上のように、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているものの、内部質保証推進に関わる組織間の連携関係を明文化していない部分があることから、今後、内部質保証推進に関わる規程等の見直しが望まれる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）を定めるため、「建学の精神および教育理念・目的を反映する」こと、「連関性・整合性を保つよう策定する」こと、「教育課程ごとに3つのポリシーを策定する」こと等の5つを「3つのポリシー策定の基本方針」として定めている。こ

の基本方針は、大学ホームページで公開しているほか、「教員会議」において教員に周知している。そのうえで、この基本方針に基づき、学位課程ごとの3つの方針を定めており、いずれも基本方針と整合しているといえる。なお、「教育の質保証委員会」のもとに「カリキュラムワーキンググループ」を設置し、カリキュラム内容を検討するとともに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の検討・改正を行っている。

内部質保証の推進方法は、年次事業計画に基づいた4半期ごとの点検・評価を基軸としており、加えて、「アセスメントプラン」に基づいて機関（大学組織）レベル、教育課程（学部・研究科）レベル、科目（授業科目）レベルごとに定めた評価指標により、「自己点検評価シート」を用いて定期的に点検・評価をしている。また、各レベルの評価・検証の結果は、大学運営に関する事項については「経営会議」、学生の受け入れについては「アドミッションオフィス」、教育に関することは「教育の質保証委員会」、地域貢献については「ヘルスプロモーションセンター」での点検・評価を経て、学長に報告する仕組みとなっている。そのうえで、学長は、把握した点検・評価結果を「IR室」と共有し、大学運営、教育研究活動の質向上及び地域活動の改善策について各事業を担当する委員会等で検討し、改善に向けた取り組みを講じている。

なお、外部評価として、「参加会」「中部ブロック各県支部・赤十字病院連絡協議会」「職業実践力育成プログラム検討委員会」において外部委員による評価を受け、客観的な評価を通じて改善に努めているとしている。

認証評価機関や行政機関からの指摘に対しては、設置計画履行状況等調査に係る指摘事項はなく、前回の大学評価（認証評価）結果において、修士課程における特定課題の研究成果に関する論文審査基準の明文化の必要性に関する指摘を受け、法人における準則改正を受けて、2017年度の「経営会議」で大学院学則の改正を審議・承認し、修士論文及び課題研究論文の審査規程を制定するに至っている。

以上のように、「内部質保証推進規程」に基づき、定期的な点検・評価を4半期ごとに機関レベル、教育課程レベル、科目レベルごとで実施し、学長を中心としてその結果に沿った改善に取り組んでいる。

④ **教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

年度ごとに『年報』を作成し、事業計画、その実施内容及び達成度、教員構成と運営組織、内部質保証に関する自己点検・評価の実施状況と課題、各委員会等の活動状況、学部・研究科における教育研究活動、学生受け入れ、学生支援の状況等を示している。この『年報』は、大学ホームページで公開している。また、

財務状況、その他の諸活動の状況等についても、大学ホームページで公開している。なお、公開する情報の正確性や信頼性については、大学運営等に係る内容は「経営会議」、教育関連の内容は「教育の質保証委員会」で確認し、随時更新している。

情報へのアクセスのしやすさを確保するため、「情報公開」のページに『年報』も含め、財務状況、その他の諸活動の状況等の情報をまとめており、大学ホームページのトップページから容易にアクセスできるよう工夫している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の点検・評価は、学長のもとに、内部質保証の推進に責任を負う組織として、大学運営に関しては「経営会議」、教育内容に関しては「教育の質保証委員会」を中心に行っている。

点検・評価に基づく改善・向上の取り組みとして、2018年度に内部質保証における評価体制図及び内部質保証システム体系図を修正したほか、「教育改善学生委員会」を新設し、学部学生及び大学院学生の代表者を委員として任命し学生の意見を教育に反映させる仕組みとした。2019年度には、日本赤十字学園の主導により「第三次中期計画」に内部質保証に関する項目が新設されたことを受けて、最終ゴールとなる2023年度の目標設定と年度計画を立案し、4半期ごとの点検・評価を開始した。2023年度には系統かつ全学的な内部質保証活動の実行に向け、「内部質保証推進規程」及び「内部質保証推進要綱」を策定したほか、それまで委員会に位置付けていた「IR委員会」を「IR室」として設置変更し、内部質保証の点検・評価における情報収集・分析機関としての強化を図っている。

以上のように、内部質保証の適切性を点検・評価し、その結果から組織体制を見直す等の改善に努めている。ただし、内部質保証推進の基本方針と実施体制を定めた「内部質保証推進規程」は、2023年度に策定したばかりであるため、今後はその実効性を検証し、改善・向上につなげることが望まれる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

「人道」を基盤とした赤十字の思想を備えた人材を滋養することを大学の理念とし、全人的、科学的な看護を実践するための看護専門職を育成するという目的

に沿って、看護学部、看護学研究科（修士課程・博士課程）を設置している。

また、センターその他の組織として、「日本赤十字豊田看護大学組織分掌規程」に基づき、「学術情報センター・図書館」「ヘルスプロモーションセンター」「アドミッションオフィス」「IR室」「情報ネットワーク支援室」及び事務局を設置している。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、センターその他の組織の設置状況は整っているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性についての定期的な点検・評価は、各組織の委員会で実施し、特に教育の質向上に関しては「教育の質保証委員会」において、大学運営に関する重要事項は「経営会議」において、それぞれ改善に向けた検討を行い、審議・決定し、規程改正等を実施している。これらの点検・評価の結果については、「自己点検・評価委員会」が集約し、毎年『年報』の形式で公表している。

以上のことから、教育研究組織の適切性を定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを適切に行っているといえる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

看護学部の学位授与方針として、「尊厳と権利を擁護する力」「生命・生活を支える力」「人間を理解する力」等の9項目にわたり卒業時に身につけていることを求める能力を示している。これらの学習成果は、大学の教育理念及び目的、教育目標に基づいて定めている。また、大学院における学位授与方針は、修士課程「研究・教育者コース」では「看護学の発展に寄与できる研究能力を有している」等の4項目、「専門看護師コース」「認定看護管理者コース」では「専門領域における卓越した看護実践能力を有している」等の4項目、博士課程共同看護学専攻では「看護学の専門性を探求し、学際的な視野から独創的な学術研究を自立して推進する能力を有している」等の3項目を定めており、大学ホームページ、「学生便覧」、「大学案内」にて公表している。

また、学習成果の評価に向けて学位ごとの学位授与方針の要素を確認・整理し、カリキュラムマップとシラバスに記載している。

以上のことから、学位ごとの学位授与方針を適切に定め、公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部・研究科ともに、学位授与方針に即して教育課程の編成・実施方針を設定している。学部においては、「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」を設け、看護の専門性を追求するために基盤となる科目として「看護学概論」等及び各看護学領域の援助論を設置すること、看護師としてのキャリアイメージを強化するための「看護プロフェッショナルセミナー」やプロフェッショナルリズムの育成を目指した「看護キャリア開発論」を設けることなどを定めている。

研究科・修士課程において、教育課程を編成する「共通科目」と「専門科目」に分別し、「共通科目」では必修共通科目として、看護学を探究し卓越した看護実践を展開するための基盤となる「看護理論」と「看護倫理」、赤十字の基本原則に対する理解を深めるための「赤十字と看護」を設置し、選択共通科目として、研究科の学位授与方針との連関を示した各科目を設けることを定めている。「専門科目」は3分野9領域で編成し、更に学生の目的に合わせた3コースを設けている。分野・領域ごとの科目編成は、コースと研究科の学位授与方針との連関を示したものを定めている。

博士課程においては、当該大学を含めて同じ法人内に併設する5つの大学が共同で開設している教育課程であることから、建学の精神である「人道」に基づいたカリキュラムを編成することを定めている。なお、学部・研究科ともに、学則、大学院学則及び「3つのポリシー作成の基本方針」に従って方針を定めており、学位授与方針に示した学習成果を達成するための教育課程の編成及び教育方法の考え方を明示している。

学部・研究科とも教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ、「学生便覧」、「大学案内」で周知を図っている。

以上のことから、学位ごとの教育課程の編成・実施方針を適切に定め、公表しているといえる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

看護学部の教育課程は、看護学分野の学士課程教育の指針である「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」（2017年）、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」（2018年）及び2022年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正を踏まえて、教育内容の充実を図ってきた。これら指針や規則に基づき、看護師・保健師としての実践力を獲得するための科目を必修科目とし、そのうえで大学の特徴を踏まえた選択科目を配置している。このように専門分野の学問体系に沿う科目を設定する一方で、「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」の各科目群とも、個別に独立して学ぶのではなく、各科目を

「人間」「環境」「健康」「看護」「赤十字」の5つの主要概念に沿って体系的に整理・統合している。また、看護学の専門科目は1年次から学びを開始して、段階的にその比重を高めていく「楔形カリキュラム」で編成し、このことをカリキュラムマップを用いて学生に提示している。さらに、授業科目ナンバリングを採用し、カリキュラムマップ及び各科目のシラバスに掲載してカリキュラムの体系的性を明示することにより、学生の理解を深めるようにしている。

研究科においては、適切に教育課程を編成するための措置として、専門看護師コースでは、一般社団法人日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準に沿った科目を設定している。また、カリキュラムマップを設定し、特に履修を求める科目、履修が望ましい科目に分けて示すことで、「研究・教育者コース」「専門看護師コース」「認定看護管理者コース」のそれぞれの学位授与方針と授業科目の関連を明示している。さらに、研究科における授業科目の順次性、専門分野の学問体系等への配慮では、「必修共通科目」として看護学を探究し卓越した看護実践を展開する基盤となる科目、「選択共通科目」として研究能力を育成するための科目、教育能力を育成するための科目、卓越した実践能力を育成するための科目、実践の基本となる科目、多職種・多機関と協働する能力と組織内外の調整能力を育成するための科目を整理し、専攻分野・領域、コースの専門科目の理解が深まるように第1 Semester及び第2 Semesterに配置している。くわえて、各専攻分野・領域、コースごとにそれぞれの履修モデルを提示している。

以上のように、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的、順次的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

授業方法の工夫として、主に技術演習科目と語学科目において、学生の主体的参加を促すアクティブ・ラーニング型の授業方法を導入している。このような授業方法は、全科目の半数以上で採用している。また、講義科目については、授業形態に配慮した授業あたりの学生数の目安を定めているほか、技術演習科目及び「英語」では、履修者を2つのクラス又は4つのクラスに分け、実習においてはグループごとに少人数（1グループあたり6名）で指導を行う体制を設けている。さらに、学則に基づき、教室以外の場所において、多様なメディアを高度に利用して実施することも可能とし、2023年度には5科目をオンデマンド授業、2科目が遠隔地に居住する兼任教員によるリアルタイム配信授業を実施した。

研究科においては、研究指導の内容及び方法、年間スケジュールを「学生便覧」に明示している。また、授業の方法は、講義、演習、実習及び研究指導のいずれか又はこれらの併用により行うものとする大学院学則に規定している。さらに、同学則において、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修さ

せることができるとしている。授業内容及び方法はシラバスに記載している。

単位の実質化を図る措置としては、1年間に履修できる単位数の上限を設定し、学習時間の確保に努めている。

シラバスについては、様式を統一し、授業目的、到達目標、授業内容、方法等の項目を記載するようにし、科目によって記載項目の差が生じることがないように配慮している。なお、各科目の担当教員が作成したシラバスを科目担当者以外の教員が確認することで、シラバスの第三者チェックを実施しており、その際にガイドラインとなる要領を定めている。

学生への履修支援として、全ての学生を対象に毎年度始めにオリエンテーションを実施し、年間スケジュール、学年暦、時間割を示すことにより、学生自身が学生生活をプランニングできるよう説明している。個別の学生に対しては、履修登録完了前にチューター教員が履修計画の相談に対応するとともに、履修登録する科目を確認している。なお、再履修科目がある学生や1年次学生に対しては、特にきめ細かい対応を行っている。

教育の実施にあたっての内部質保証体制としては、「教育の質保証委員会」において、授業評価、学習成果に関する自己評価、教育改善に関する学生評価の結果等を通じて教育の実施状況を把握し、教育改善に向けた課題を検討している。

以上のように、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を適切に講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学部においては、学則及び「履修規程」において、単位制度及び成績評価の方法を示し、あらかじめシラバスに記載した方法及び基準に基づいて科目責任者が行うことになっている。全学生の該当科目の成績を半期ごとに教授会にて審議し、授業科目の所定の単位を認定している。

成績評価の公平性・公正性を担保し、科目の成績評価の平準化を促すために、成績評価が確定する半期ごとに、全科目の成績評価の平均値（GPA）を算出し、結果を「教育の質保証委員会」で確認するとともに、全教員が閲覧している。試験結果及び成績に関する疑問がある学生は、「（試験結果・成績評価）確認願」を提出し、科目責任者が確認し、回答することになっている。

卒業・修了要件については、学則及び「履修規程」で明示している。成績評価及び単位認定は、「教務委員会」で作成した資料をもとに教授会にて審議を行う。学士の学位授与は、卒業認定とともに、教授会の議を経て学長が行うこととしている。なお、既修得単位の認定は、「日本赤十字豊田看護大学既修得単位の認定に関する規程」に従って、既修得科目の授業概要を確認するとともに、認定を受けようとする科目の担当者の意見を聞いたうえで、「教務委員会」及び教授会の

議を経て認定している。

研究科においては、大学院学則で単位認定要件を規定し、科目ごとの単位認定については、半期ごとに全大学院学生の履修登録科目の成績を研究科委員会にて審議し、その結果に基づき行っている。また、既修得単位の認定は、大学院学則に規定し、既修得単位の取扱いに関する事項は、「日本赤十字豊田看護大学大学院既修得単位の認定に関する規程」及び「日本赤十字豊田看護大学大学院看護学研究科共同看護学専攻既修得単位認定規程」に定めている。

学位授与に係る責任体制については、「日本赤十字豊田看護大学学位規程」に従い、審査委員会を設置して、学位論文の審査を行っている。また、学位授与に係る手続については、大学院学則に規定している。

修士課程における学位論文審査基準については、「日本赤十字豊田看護大学大学院看護学研究科修士課程学位審査規程」に「修士論文及び課題研究論文審査基準」を定め、課題研究論文の審査基準を以て単位認定する旨を規定している。なお、博士課程における論文審査基準は、共同看護学専攻後期3年博士課程学位審査に「博士論文審査基準」を定めている。

また、これらの成績評価・単位認定の方法に対する有効性を検証する組織として、「教育の質保証委員会」を設けている。

以上のように、成績評価、単位認定及び学位授与の手続は、適切な内容を定めているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部・研究科において、学位授与方針に基づく学習成果の評価の方針は、「アセスメントプラン」を定めている。同プランでは、3つのポリシーに基づく学習成果及び教育の成果の検証及び改善を目指すために、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルで学習成果を評価するための指標を示している。

学部の教育課程レベルでは、学習成果に関する自己評価として、年1回全学生を対象に「学修成果調査（ループリック調査）」を実施しており、学部の学位授与方針に沿って評価する項目及び評価水準を作成し、それに基づいて学生が自己評価を行っている。なお、2023年度には、学習成果の把握方法を見直し、「ループリック評価」から学位授与方針ごとに到達度を5段階で自己評価する「リッカート方式」に変更するとともに、教育理念及び目的に掲げる主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性、教育目標に掲げる人格的成熟・自立と他者との関係性を発展させることができる能力、看護を担う者としても重要な能力等を評価するため、「社会人基礎力」を新たに評価項目に加えることとした。また、学部及び修士課程では、客観的観点から修了時に学位授与方針ごとのGPAを算出して達成状況を把握し、学生の主観的観点から授業評価アンケートにより学位授

与方針の達成状況を把握している。

機関レベルでは、毎年、卒業後5年以内の卒業生及び卒業生の就職先を対象としたアンケート調査を実施しており、このアンケートに学位授与方針に示した学習成果の習得度を問う項目を設けている。なお、同調査の結果については、大学ホームページを通じて公表している。このほか、看護師・保健師の職業を担うのに必要な能力の習得状況の把握として、「看護師の技術自己評価表及び保健師の技術自己評価表」を策定して、学生の技術到達度の把握に取り組んでいる。

研究科では、機関レベルの取り組みとして、看護の専門領域における卓越した看護実践能力修得について、専門看護師（CNS）及び認定看護管理者の資格取得状況を把握しており、研究費助成の獲得状況から研究能力を確認するとともに、修了後の論文投稿状況を把握している。

こうした学習成果の把握の企画・設計は、「教務委員会」及び「実習検討委員会」が主導して行い、その内容を教授会等で共有することで教員が活用できるようにしている。また、学部学生に対しては、2021年度卒業生から学位証明補助資料として、GPAを9領域の学位授与方針ごとに対応させたレーダーチャートを掲載した「ディプロマサプリメント」を発行している。2024年度からは、学務システムに「学修ポートフォリオ」機能を追加したことにより、学生が学習内容を記録し、学位授与方針に対する到達の度合いを教員とともに振り返ることが可能となった。今後は、大学院学生に対しても同様の取り組みを実施することが期待される。

以上のことから、「アセスメントプラン」に基づき学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握及び評価に取り組んでいるといえる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程・教育方法の適切性の点検・評価は、全学的には「教育の質保証委員会」が担っており、「アセスメントプラン」に基づいて、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルで実施している。また、2023年度から、「自己点検評価シート」を用いた点検・評価を開始し、同年10月に中間評価を実施した。同シートによる評価・改善への取り組みについては、2023年度から開始したばかりであり、全学的に有効活用するために、改善点及び課題が明確となるような記載方法は検討途上にある。

以上のことから、2023年度以降は点検・評価活動において教育課程・教育方法の適切性を点検・評価しているが、今後は改善・向上に向けて実効性のある点検・評価活動が望まれる。

- ⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

5 学生の受け入れ

<概評>

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針については、看護学部は「本学の建学の精神に共感できる人」等の5点を掲げ、看護学研究科修士課程でも「将来的に看護研究者・実践者として貢献する意志のある人」等の6点を掲げ、赤十字5大学で共同開設している博士課程では「修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有し、保健・医療・福祉の専門知識を持つ人」等の4点を掲げて設定している。2024年の博士後期課程の学生の受け入れ方針の改正に伴い、同年に「2025年度共同看護学専攻パンフレット」、「2025年度学生募集要項」の検討が行われた。法人ホームページの「共同看護学専攻博士課程電子パンフレット」や共同開設している他の4大学の掲載内容は基本的に同じであるが、更新時期は各大学に任されている。

また、入学者選抜から学位授与までの一貫した教育活動を展開するため、「3つのポリシー策定の基本方針」に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との関連性・整合性を保つよう設定している。

学生の受け入れ方針は、「募集要項」、大学ホームページ等において公表・周知している。

以上のことから、学生の受け入れ方針は適切に定められ、公表しているといえる。

- ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に沿った多様な人材を選抜するため、学部では、一般選抜として日本語力や英語力等を測る「大学独自選抜」、前期A・前期B・後期の3種類の「大学入学共通テスト利用選抜」、「赤十字特別推薦選抜」「高等学校長推薦選抜」の2種類の学校推薦型選抜、及び「社会人特別選抜」を設定している。また、こうした学生募集は「募集要項」等を整備し、オープンキャンパスや高校教員を対象にした進学情報交換会等で周知を図っている。

授業料や維持運営費等の学費は、大学ホームページや「大学案内」等に公表している。また、経済的支援に関しては、「大学独自選抜」の成績上位者は入学後1年間授業料の全額免除（A特待生）、入学後の各学年での成績上位者は後期の授業料の全額免除（B特待生）を設けており、大学ホームページや「大学案内」

で情報提供している。さらに、障がい等により受験上及び修学上特別な配慮を要する場合は、「障がいのある学生に対する支援規程」に基づき、事前申請を求め、受験の公平性に配慮している。

研究科においても、学生募集方法及び入学者選抜制度は、各学生の受け入れ方針に基づいて適切に設定している。

入学者選抜方針及び制度に関する事案は、学部・研究科ともに、学長を委員長とした「アドミッションオフィス」において最終決定している。また、入学者選抜実施等の運営に関する事案は、学部においては「入試・広報委員会」での検討及び教授会での審議を経て、研究科においては「大学院入試・広報委員会」での検討及び研究委員会での審議を経て、学長の責任で最終決定している。

以上のことから、学部・研究科における学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適正に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学士課程の定員管理の状況は課程全体及び学部・学科において概ね適切に定員管理を行っている。なお、「赤十字特別推薦選抜」及び「高等学校長推薦選抜」への志願者数が減少しているため、総合型選抜の導入や推薦基準等の見直しについて検討している。

修士課程・博士課程の定員管理の状況も概ね適切に管理している。入学者の確保に向けて、修士課程の在籍学生数の充足を目指して、個別入学資格審査制度や専門看護師（CNS）コースの新設、履修証明プログラムの開設を行っている。また、定員充足の改善に向けて、現行は「一般教育訓練」に該当している厚生労働省の教育訓練給付制度の利用について、給付金の支給金額を増額させるため、「専門実践教育訓練」への移行手続を検討している。

以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行い、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているといえる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性の点検・評価は、「アドミッションオフィス」において、年2～3回の会議を開催し、独自の課題に加え、文部科学省の高大接続改革の実施方針に即した検討や、「日本赤十字学園入試検討ワーキンググループ」での協議内容の共有・検討を随時行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、「アドミッションオフィス」

の構成員でもある看護学部及び大学院の入試・広報委員長が中心となって、「入試・広報委員会」との連携を図り、課題改善に取り組んでいる。2021 年度入試より「大学独自選抜」の選択科目の出題範囲の拡大等を行った結果、2022 年度入試は大幅に受験生が増加した。しかし、2023 年度入試では受験者が減少したため、受験者動向、推薦出願資格等を分析し、志願者を増やすための対応を行っている。特待生制度についても出願が少ないため、「大学独自選抜特待生プラス」と名称変更し、効果的な制度となるよう点検・評価している。

研究科における定員充足に対する点検・評価については「自己点検評価シート」に基づき、入学定員充足率を基準として毎年度定期的の実施している。課題となった定員未充足の改善に向けて、「大学院入試・広報委員会」で審議を行い、2022 年度から学部からの大学院進学枠を設置した。

「IR室」においても、入試区分ごとに入試時と入学後の成績、国家試験不合格等を関連づけた分析を行い、学長にその結果を提出して「経営会議」で入試方法の検討を行い、「教育の質保証委員会」で改善計画につなげている。

以上のことから、学生の受け入れの適切性を定期的に点検・評価し、適切に改善・向上について取り組んでいるといえる。

6 教員・教員組織

<概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学の理念・目的に基づき、「本学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」を策定し、「求める教員像」として、建学の精神である「人道」と教育理念・目的に共感し、教育目的の達成に向けて努力を惜しまない教員を求めること、「教員組織の編成方針」として、関係法令に基づき教育特性に見合う学生数に配慮した教員組織を編制することを明示している。

また、これらの方針等は、教授会等において各教員に周知・共有し、大学ホームページで公表している。

以上のことから、教員像や教員組織の編制方針を適切に設定し、公表しているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

「本学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」に基づき、教育特性に見合う学生数に配慮した教員組織を編制するため、教員の適正な配置人数等については、「日本赤十字豊田看護大学職員定数規程」に沿って、「人事委員会」

で審議・決定しており、専任教員数及び教授数は大学及び大学院設置基準を満たしている。また、学部の特性に応じた専任教員の男女比及び職位別年齢構成はバランスがとれており、教育上主要な授業科目への専任教員の配置を概ね適切に行っている。

また、上記の方針に照らし、看護学専門分野や大学院教育にも配慮して教員組織を編制している。例えば、看護学部では、一般教養・専門基礎、基礎看護学、看護管理学、成人看護学、母性看護学、小児看護学等の11領域からなり、各領域長には教授又は准教授が担い、当該領域の運用を統括している。

教育ガバナンス及び教職員の協働については、「ガバナンス・コード」に明記しており、大学ホームページへ公開し、役割・責任の明確化、委員会活動や大学諸行事での協働・連携を図っている。

教務補佐員及びティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）は、「日本赤十字豊田看護大学教務補佐員取扱規程」「日本赤十字豊田看護大学ティーチング・アシスタント取扱規程」に基づき、資格を満たす者が実習・演習を補佐する役割を担えるよう運用している。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、適切に編制している。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

「日本赤十字豊田看護大学教員の資格審査基準に関する規程」に則り、教員の採用・昇任に係る選考は、人格、学歴、職歴、教育研究上の業績、社会における活動、委員会活動等を職位に応じて、公正に審査を行うことを定めている。また、選考手続は、「日本赤十字豊田看護大学教員選考規程」に基づき、学部長が「人事委員会」の承認を受けた後、教授会において選考委員会を組織し、実施している。

教員の募集は、公募を原則に行っている。募集と昇任の審査は書類選考と面接とし、選考委員会は審議結果を学部長に報告し、学部長は候補者決定について教授会に発議し、無記名投票で公正性に配慮して行っている。

以上のことから、各規程に則り、教員の募集、採用、昇任等は適切に行われているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

大学全体として、FD及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の活動方針として「FD・SD活動方針」を掲げ、教育力・研究力・マネジメント力を教育課程・授業方法の開発・改善につなげる組織的な取り組みとして、各能力のレベル1～3の到達目標を示した「FD・SDマップ」を作成して

いる。これをもとに、FD・SD研修の年間計画を立て、各研修を実施し、実施後にアンケートを行い、評価・改善に取り組んでいる。大学院博士後期課程のFDは共同看護学専攻で主に開催し、2024年度は大学独自のFDを1回開催予定である。修士課程向けには、博士後期課程とともに「大学院特別講演会」として実施しているが、今後はFDとして位置付けるよう検討が望まれる。教務補佐員及びTAは大学が指定する研修会等を受講するよう規定しており、適宜実施している。

教育活動の評価は主に学生の授業評価により行い、半期ごとに「教務委員会」が結果をとりまとめ、「教育の質保証委員会」の議を経て、改善を要する科目担当教員に通知するとともに、教授会に報告している。また、授業評価の結果は学生にも公表している。

教育改善以外に情報セキュリティや研究倫理に関する研修等の教員の諸活動に係る資質向上の取り組みも行っている。

以上のことから、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているが、今後は博士後期課程・修士課程向けに、それぞれの教育活動に応じたFD活動の活性化が望まれる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性は、学長の指示により、「人事委員会」で学部・研究科における講義、演習、実習及び研究指導等の時間数等を点検し、職位による役割負担を含め、学部・研究科での教育課程との整合性を検証し、毎年の点検・評価の結果を教授会、「教員会議」に報告している。教員の「勤務評価：職位別基準値到達割合」において「教育領域」「研究領域」「大学貢献」「社会貢献」を示し、各領域の教員配置で配慮をしている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上としては、教員の昇任審議を行うなど教員組織の適正化に努め、欠員が生じた際には応募する領域、職位について学部長の発議により「人事委員会」で教員組織の適切性を点検しつつ決定してきた。

以上のことから、教員組織の適切性に関する定期的な点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関する方針としては、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送

ることで豊かな人間性を涵養し看護専門職として成長できるよう「学生支援の基本方針」を定めている。「学生支援の基本方針」は、「修学支援」「生活支援」「進路支援」「障がい学生支援」の4つの方針で構成しており、例えば、「就学支援」では「修学に関する継続的な相談・指導体制を整備し、修学の継続に困難を抱える学生に対する早期支援に努める」等の3項目を示している。

これらの方針を具現化した学生支援方策を「学生便覧」に掲載するとともに、新入生や在学生向けオリエンテーションにおいて学生に周知している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているといえる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援は、「学生支援の基本方針」に基づき、学部学生については「学生委員会」が、大学院学生については「大学院教務・学生委員会」が担当しており、各種支援体制を整備している。

修学支援としては、全教員がオフィスアワーを設定して学生が質問や相談をしやすい環境を整備しているほか、助教以上の専任教員がチューターとなり、学生が勉学に意欲的に取り組み、自己の適性や将来の目標を考慮しながら自己決定できるように支援を行っている。チューター教員が対応する学生は一人あたり12～13名程度で入学時から3年次まで同じ教員が担当し、半期ごとに定期的な面談を行い、関係者間で共有している。成績不良学生についてはチューター教員と「教務委員会」が連携して指導にあたっているほか、再履修が必要な学生に対してもチューター教員と「教務委員会」が協力して履修計画の作成指導を行っている。休学や退学希望が出された学生に対してはチューター教員が本人や保護者から状況を聞き取るなど学生一人ひとりに対してきめ細かな支援を行っている。

入学生に対する修学支援として、入学後に必要な英語、生物、物理等の基礎学力を補うために学習課題を提示し、自己学習を促進しており、入学後にはテストを実施し、入学生の学力を把握して生物、物理の得点が低い学生に対しては補習授業を行っている。また、入学前の学生にも図書館を開放するなど、大学での学習にスムーズに移行できるような取り組みも行っている。

大学院学生に対しては、主研究指導教員がチューター教員の役割を担っており、修学上のサポートを行っている。また、就労者が多い大学院学生に考慮して昼夜開講制度や土曜日開講を行っているほか、長期履修制度やサテライトキャンパスを設けるなど社会人が学びやすい環境を整えている。

障がいのある学生への支援としては、「日本赤十字豊田看護大学障がいのある学生に対する支援規程」「障がいのある学生への対応に関するガイドライン」を

制定し運用方法を整備している。配慮を希望する学生は学務課にその旨を申し出たのち、学務課職員との面談を経て配慮内容が決定される仕組みになっており、支援計画については面談結果に基づき個別に作成している。

経済的支援としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金に加えて、日本赤十字社関連の奨学金について説明会等を通じて学生に周知している。奨学金の申請にあたっては、奨学金の返還が過度な負担にならないようにチューター教員を中心に助言を行っている。大学院学生に対しては学費サポートとして、入学金の減免や一般教育訓練給付制度を設けており、「大学案内」に明示している。

生活支援としては、心身の健康を保つため、毎年4月に健康診断を行っているほか、将来的に健康管理に携わる専門職となることに鑑み、学生時代から感染予防行動に対する正しい認識を持たせることや、実習における感染予防対策のために、抗体価検査や予防接種等も実施している。心理的な面では、「学生相談室」を設置しており、臨床心理士の資格を持つ学生相談員が週2回、学業や進路、対人関係、性格、家族のことなど、学生生活全般にわたる問題や悩みに関する相談を行っている。また、母性看護学の教員が担当する母性相談（月経等に伴う問題に関する相談・指導）も実施している。

ハラスメントについては、「学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程」「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を制定して大学ホームページや「学生便覧」に掲載しているほか、新入生・在学生オリエンテーションでリーフレットを配付し、正しい知識と体制の周知を行っている。

進路支援としては、看護職としてのキャリア教育関連科目を設置しているほか、「学生・キャリア支援室」を設置し、病院の説明会やインターンシップ等の情報提供を行っている。また、看護師や保健師の国家試験対策として模擬試験や国家試験対策補講を実施している。学生は計画的に学習を進められるよう「学習計画シート」をチューター教員と共有し、指導を受けるなどキャリアの実現に向けた支援を行っている。

正課外活動への支援としては、サークルを管理している学生自治会に対し、「学生委員会」の担当教員が自治会活動のサポートを行っているほか、各サークルについても、教員を顧問に置き、サークル活動補助費を拠出している。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づき、体制を整備しており、学生支援を適切に行っているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、毎年、「学生委員会」「大学院教務・学生委員会」が年間活動の振り返りを行うとともに、「自己点検・評価委員会」が学生生

活調査（キャンパスライフアンケート）及び卒業生アンケート・就職先アンケートを実施して点検・評価を行っている。これらの結果を「教育の質保証委員会」において検討し、課題の把握と改善に向けた取り組み等の確認と点検を行うとともに、翌年度の「自己点検評価シート」の内容に反映させるなどして、改善向上に向けた取り組みにつなげている。

具体的には、卒業生アンケート調査の結果を受けて進路支援を強化したり、キャンパスライフアンケートの結果を「自己点検・評価委員会」で分析し、改善策を検討したりしているほか、授業評価アンケートや大学院修了時アンケートの結果等も学習環境の整備に役立てている。また、学生からの教育改善に関する要望を検討する委員会として、「教育改善学生委員会」を設置し、大学生活における課題と改善策等について審議・検討を行っている。

以上のことから、学生支援の適切性については定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育目的の達成及び研究活動の推進に向けて、「教育研究等環境整備に関する方針」を策定しており、「学生の教育・研究活動に資する教育研究機器の整備」「学術情報センター・図書館の整備と学術情報の充実」「赤十字及び看護に関する史料の保管、公開」等の10項目を定めている。

また、同方針は教授会及び「教員会議」において教職員に明示するとともに、学生には大学ホームページ等を通じて周知を図っている。

以上のことから、大学の理念・目的を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎の面積は大学設置基準を上回っており、運動場、図書館等の法令上必要な施設も備えている。また、「教育研究等環境整備に関する方針」に基づいて施設・設備等の整備及び管理を行っており、「学術情報センター・図書館」、研究室等の施設整備とともに、施設全体のICT環境等の整備を行っている。学内全体の施設・設備の管理については、警備、点検・保守、清掃、緑地管理、情報通信システム保守管理業務を定期的実施している。

ネットワーク環境は、施設全体に無線LANを整備するとともに、情報処理室、

LL教室、自習室にはパソコンを配備し、授業のみならず学生が自由に利用することが可能である。また、各講義室に設置しているパソコンはオンライン会議システムに常時接続できるよう設定している。学生及び教職員が情報ネットワークシステムを利用するにあたっては、利用誓約書の提出による許可制をとっている。また、「情報ネットワーク支援室」には、3名の教職員を配置しており、情報ネットワークの円滑な運営が行われている。さらに、情報倫理の確立に向けた取り組みとして、教職員に対しては、情報セキュリティや情報リテラシーに関する研修を年2回実施しており、学生に対しては、オリエンテーション、情報リテラシーに係る授業、啓発を目的とした冊子の配付により、情報セキュリティに関する意識付けを行っている。

学生の自主的な学習を促進するための環境として、ラーニング・ポッドと専用自習室を整備している。また、図書館には個別デスクや、多目的視聴覚ルーム、AV視聴席を設けているほか、情報処理室やLL教室を自由に利用でき、看護学実習室での自己練習も申請により可能としている。

多様な背景を持つ学生に対する支援として、「みんなのトイレ（多機能トイレ）」を学内に4箇所整備している。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

「学術情報センター・図書館」は学生の学習及び教員の教育研究活動に十分な蔵書を有しており、新規図書購入にあたっては、看護教育を担う教員の中から選ばれた選書委員に選書を毎月依頼しているほか、学生からの希望図書リクエストを随時受け付けている。また、専門的な知識を有する職員を配置しており、司書は、学生・教職員に対してそれぞれ定期的に講習会を行い、学術情報へのアクセスに関するスキル向上の支援を行っている。学術雑誌の年間購読継続は、毎年実施している教員・大学院学生へのアンケートに基づき、「情報管理・図書委員会」にて審議・判断している。医学・看護系雑誌の電子ジャーナルや学術情報を検索できるデータベースも導入しており、国立情報研究所の目録所在情報サービスに参加しているほか、豊田市中央図書館との資料相互利用協定を締結しており、資料の相互貸借を実施している。また、「Web-OPAC」を導入して学術情報としての図書の所蔵確認を容易にしているほか、文献検索についても学内外からのアクセスに便宜を図っている。

さらに、「学術情報センター・図書館」内に設置した史料室では、日本赤十字

社が作成し、愛知県内の博物館が所蔵していた、明治期から大正期にかけての日本赤十字社の活動を明らかにした貴重な歴史史料を管理している。これらの史料は大学院学生のみならず、学外の研究者にも閲覧利用されており、継続的に成果論文が発表されているほか、「企画・地域交流課」との連携により学外展示にも供している。学内では、授業等の一環で学生に史料を紹介し、赤十字の大学で看護を学ぶことの意識付けを行うことに活用している。今後は、史料のデジタルアーカイブ化により、更なる利用促進が期待できる。こうした取り組みは、赤十字理念及び建学の精神を、学内外に広く周知するための特徴的な活動として高く評価できる。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを利用するための体制を整えており、それらは適切に機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

「第三次中期計画」において、「研究活動の充実強化と社会還元」を掲げ、「研究費を獲得できる支援」「研究を遂行できる支援」「研究成果を公表できる支援」の構築を具体的な目標としている。

学内研究費については、職位に応じて個人研究費を配分するほか、大学院担当教員に対しては、担当科目数、担当院生数に応じた個人研究費と指導経費を配分している。また、外部資金獲得のための支援として、助成金募集情報の提供、リポジトリの充実、研究費獲得のための講習会等を実施している。

研究室の整備については、「教育研究等環境整備に関する方針」に基づき、講師以上には個人研究室、助手及び助教は共同研究室を整備している。研究時間の確保については、教務補佐員及びT Aの雇用により、教員が研究に専念できる体制を整備している。

「情報ネットワーク支援室」においては、ICTを活用した教授法に関する技術面での支援も行っており、動画製作のためのマニュアル作成や教員からの相談に対する技術支援を行っている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に構築し、教育研究活動の促進を図っているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理を遵守し、研究活動の不正を防止するため、「公的研究費運営・管理規程」「研究活動不正行為防止規程」等の各種規程等を整備している。

研究倫理に関する学内審査機関として、複数名の学外者を含む「研究倫理審査委員会」を設置している。また、毎年教員に対して研修会を開催するとともに、

「研究倫理審査委員会」による研修をオンデマンド教材によって実施しており、受講後に理解度を確認し、低い場合は適宜フォローアップも行っている。さらに、人を対象とする研究を実施する教員、大学院学生、学部学生に対しては「APRIN eラーニングプログラム」(eAPRIN)の受講も義務付けている。くわえて、大学院学生に対しては、研究倫理審査委員長より、年度当初のガイダンスにて研修を実施している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、中・長期計画に基づいて年度事業計画を設定し、「教育研究等環境の方針」及び「研究活動の充実と社会還元」に関する項目を立て、「教育研究等環境の方針」については経理課、「研究活動の充実と社会還元」については「学術情報センター・図書館」が実施結果を評価し、PDCAサイクルを回している。また、年度事業計画は「経営会議」において4半期ごとに当年度内の到達度の確認を行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の例として、「学術情報センター・図書館」において、2021年度に無線LAN環境の利便性を高めることを課題とし、2022年度には無線LANのアクセスポイントを含む学内ネットワークシステムの問題に対処した。また、その点検・評価の結果については、各年度の『年報』を大学ホームページ上にて公表している。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

<提言>

長所

- 1) 「学術情報センター・図書館」内の史料室では、日本赤十字社が作成し、愛知県内の博物館が所蔵していた、明治期から大正期にかけての日本赤十字社の活動を明らかにした貴重な歴史史料を管理している。これら史料は、学内外の研究者が閲覧利用し継続的に成果論文が発表されているほか、学生が赤十字の大学で看護を学ぶことの意識付けを行うことに活用し、教育研究活動の促進が図られている。今後は、史料のデジタルアーカイブ化により、更なる利用促進が期待できる。このことは、赤十字理念及び建学の精神を学内外に広く周知する特徴的な活動として評価できる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

- ① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「第三次中期計画」において、社会連携・社会貢献に関する方針として、「地域社会との連携強化」「地域住民への生涯学習の場の提供」「社会的活動の促進」を掲げており、これらの方針に基づき、具体的な事業・活動を実施している。

社会連携・社会貢献に関して、主な活動を担う「ヘルスプロモーションセンター」は、開学当初から地域の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的に設立し、その活動方針として、「日本赤十字豊田看護大学ヘルスプロモーションセンター規程」に「地域の知の拠点として、看護専門職等や地域住民を対象とした生涯学習等を企画、運営するとともに、行政機関、他大学・研究機関、産業界及び高等学校等との連携により、地域の多様な健康課題を共に考え、解決に向けた教育や実践活動を継続的に支援することを通して社会に貢献する」と定め、大学ホームページにて公開している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示しているといえる。ただし、「ヘルスプロモーションセンター」は、社会連携・社会貢献に中心的役割を担う組織として各種の事業・活動を展開しているものの、学内外においてそうした活動に同センターが関与していることが十分認知されていないことから、同センターの活動をより一層推進させていくために周知活動の強化が望まれる。

- ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

学外組織との連携については、豊田市との包括協定や尾張旭市との委託事業契約、愛知県「あいち認知症パートナー大学」としての登録等によって自治体との連携を進めるとともに、災害時における自治体との連携、近隣の高等学校との高大連携協定に基づく教育及び研究に係る交流・連携等を実施している。

また、高等教育機関と豊田市・産業界の連携強化を目的とした、豊田市に所在する私立大学、国立高等専門学校、豊田市による「豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム」に参画し、産業界との連携等も積極的に進めている。

社会貢献や教育研究成果の還元としては、地域住民の健康増進と健康意識の醸成を図ることを目的とした各種公開講座、看護の質の向上を目的とした5つの研修項目からなる専門職向けの研修会、大学教員の関連省庁及び地方自治体の委員会委員、関連学会等の理事等への就任等がある。

地域交流・国際交流の実施については、学校保健安全法非適用のため健康診断

を実施していないブラジル人学校における身体測定会、タイ赤十字看護大学との国際交流協定に基づく学生受け入れや近隣医療機関や国際交流施設等での研修計画の立案等がある。

以上のように、大学の理念・目的に基づく社会連携・社会貢献に関する取り組みを行い、教育研究成果を社会に還元しているといえる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性について、「第三次中期計画」にその活動の評価に関する項目を定めており、「自己点検・評価委員会」にて毎年度『年報』を作成し、各活動内容を報告している。また、次年度の活動内容を検討する際には、社会連携・社会貢献活動の適切性を検証し、改善・向上を図っている。例えば、「ヘルスプロモーションセンター」内の「地域連携委員会」では、看護専門職向け研修会等を開催した際は、参加者アンケートを行い実施内容の改善に活用している。なお、毎年度の点検・検証は、「地域連携委員会」で実施し、その適正性について「経営会議」において確認している。

以上のように、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

① **大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

「第三次中期計画」に基づき、年度ごとの事業計画と重点事業を策定している。大学運営に関しては、大学ガバナンスの維持・向上として、「法人・大学運営体制」「コンプライアンスの維持・向上」「広報の充実」の3項目を明示している。また、2023年度には法人の長期計画である「学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン」を策定し、これに基づき2024年度からの5年間の中期計画を示した「第四次中期計画」を定めている。この「第四次中期計画」を受けて、大学は2024年度の事業計画を策定し、教授会及び「教員会議」において周知を図っている。これらの事業計画は、毎年発行している『年報』において達成状況等の報告を行っている。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針を明示しているといえる。

② **方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、こ**

これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学の運営については、「学校法人日本赤十字学園寄附行為」を定め、理事会、常務理事会、評議員会に関する事項を定めている。また、「学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程」において、理事会での決定事項や常務理事会、理事長又は学長への業務の委任を規定している。

学長の選考は「学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程」に基づき、「学長候補者選考委員会」を設置して実施している。学長の権限と責任は、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」に「学長は、大学（大学院を含む。以下同じ。）の管理運営の一切の業務を統理し、すべての職員を指揮監督する」と定めている。また、当該規程では、副学長や学部長、学科長、研究科長等の職務についても定めている。

教授会や研究科委員会は学生に対する教育を所掌しているため、学長は教育に関する事項について教授会及び研究科委員会の意見を聞く必要があり、これについては、「日本赤十字豊田看護大学教授会規程」「日本赤十字豊田看護大学大学院研究科委員会規程」に定めている。

以上のことから、大学運営に必要な所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、適切な大学運営を行っているといえる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成方針については、「第四次中期計画」を踏まえた年度の事業計画に基づき「経営会議」において策定している。

予算の編成作業にあたっては、各領域、委員会（担当課）及び事務局に対してヒアリングを実施するとともに、前年度の執行率（額）を踏まえ、事務局、学長、学部長、研究科長において調査・査定・審議し、「経営会議」の審議を経て決定しており、この過程で教学組織の意見を反映させるとともに、収支バランスの確保と財政の健全化に留意しつつ、事業計画の経費の妥当性を検討して予算編成を行っている。また、「参加会」や「中部ブロック各県支部・赤十字病院連絡協議会」の外部委員からも助言・提言を受けている。

予算執行については、各教員、領域又は担当課からの予算要求に基づき、経理課において予算執行している。予算要求者が直接執行できない体制を整備することで不正防止等のリスク管理を行うとともに、予算執行の権限や執行者を明確化することで内部統制を行っている。また、「学校法人日本赤十字学園内部監査規程」に基づき年2回、監査法人による財務監査を実施し、その結果を理事会・評議員会に報告している。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学の運営に必要な事務組織については、「日本赤十字豊田看護大学組織分掌規程」において事務組織や分掌業務を定めている。事務職員は原則として「日本赤十字社愛知県支部」（以下「愛知県支部」という。）の出向職員であることから、大学独自の採用に関する規程等は定めていないが、愛知県支部では新規採用にあたっては選考試験を行い、採用内定者を決定している。職員の研修や昇格、異動等についても同支部が主体となり「事務系職員人事育成プラン」に則り行っている。

また、多様化、専門化する業務課題に対応するための職員の育成や配置等については、愛知県支部からの出向職員は大学事務の経験者が少ないため、大学職員としての専門性が高い入試や教学系の事務局への人員配置に苦慮している。これを解決するために、愛知県私立大学協会が開催している研修会に参加するほか、2024年度より大学事務に精通した人材を愛知県支部の職員として採用し、配置するなど改善を図っている。

2023年度より「日本赤十字社職員勤務評定規程」に基づく、新たな勤務評定制度を開始し、学園採用の教員等を除く職員を対象に「成果評価」「役割行動評価」「意識・能力評価」の3つの視点から評価を実施し、この評定結果を受けて適切な業務評価の把握や給与面の処遇改善を行っている。

事務部門は大学の管理・運営を担っており、教職協働に関する主な役割として各種委員会活動の事務局の適切な運営等を行っている。

以上のことから、大学運営に必要な事務組織を設けており、それらは適切に機能しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学運営に関する教職員の資質向上を図るため、「教育の質保証委員会」の下部組織である「FD・SD委員会」において、「教育力」「研究力」「マネジメント力」の項目ごとにSDの年間計画を策定し、実行している。また、学外の協議会等が主催する研修会への派遣も行っており、これらの研修会等の開催周知や報告は毎月開催する教授会や「教員会議」において周知・報告している。

また、事務職員については、職位・勤続年数に応じて開催する愛知県支部主催の研修会への参加を義務付けているほか、日本赤十字学園主催の研修や大学独自の研修に参加することなどで大学職員としての資質向上に努めている。

以上のことから、事務職員及び教員の意欲及び資質向上を図るための方策を講

じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、「第三次中期計画」に基づき策定した事業計画の進捗状況を各委員会及び事務局で点検・評価を行い、その結果を「経営会議」に報告している。「経営会議」ではその内容を点検・評価し、課題については改善策を講じるとともにその結果を教授会及び「教員会議」に報告し、『年報』としてとりまとめて大学ホームページ等で公表している。

また、半年に1回、「参加会」及び「中部ブロック各県支部・赤十字病院連絡協議会」において大学運営に関する助言を受けている。

監査については、「日本赤十字学園寄附行為」第16条に基づく監事監査、「学校法人日本赤十字学園内部監査規程」に基づく内部監査、私立学校振興助成法に基づく監査法人による期中往査・期末往査を受けている。監査結果は法人本部がとりまとめ、各大学にフィードバックし改善につなげている。

以上のことから、大学運営の適切性についての点検・評価を行い、その結果に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2019年度～2023年度までの法人の中期計画として「第三次中期計画」を策定している。同計画では、「経営・財政基盤の確立」を掲げ、大学部門では「経営意識の醸成」「経営基盤の確立」「教育研究向上のための財源確保」の3つの目標を定めており、これらを踏まえて毎年度の予算編成を行うこととしている。また、2024年度からは、今後5年間の中期目標を示した「第四次中期計画」を策定し、当該大学の目標として基本金組入前当年度収支差額の改善を目指すことなどを示している。

大学の中・長期財政計画として、「中長期収支見込（事業活動収支）」及び「資金計画及び固定資産整備・改修計画」を作成し、2022年度までの実績に基づき、2023年度～2040年度までの事業活動収入や固定資産の整備・改修計画等を示しており、予算編成の際にはこれらの計画を考慮するとしている。また、2024年度～2026年度までの「日本赤十字豊田看護大学 収支改善計画」を策定し、財務上の数値目標として同計画の最終年度における基本金組入前当年度収支差額を示している。なお、収支改善計画に基づき、寄付金の獲得や医療者向け研修会費の

増収、人件費の抑制に取り組むこととしている。

以上のことから、中・長期の財政計画を策定しているものの、「中長期収支見込（事業活動収支）」と「日本赤十字豊田看護大学 収支改善計画」に示された数値目標には差異があることから、両者の整合を図り、教育研究活動を安定して遂行するための財政計画を着実に実行することが望まれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率について、法人全体では「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、大学部門では「保健系学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、人件費比率は法人全体、大学部門ともに高く、教育研究経費比率は、法人全体で低く、大学部門で高くなっている。また、事業活動収支差額比率では、法人全体、大学部門ともに低くなっている。

貸借対照表関係比率については、いずれも概ね良好であり、「要積立金に対する金融資産の充足率」は、高い水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得に向けた支援策として、「科研費申請書のブラッシュアップ研修会」や「研究推進ワークショップ」の開催等を実施し、獲得額の増加に向けた努力をしているものの、申請件数及び獲得金額が減少傾向にあることから、今後も研究支援に積極的に取り組み、外部資金の獲得につなげていくことが期待される。

以上

日本赤十字豊田看護大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	学校法人日本赤十字学園 寄付行為
	大学学則
	大学院学則
	2021年度（令和3年度）_年報
	2020年度（令和2年度）11月_第8回教育の質保証委員会議事録
	2023年度（令和5年度）_学部学生便覧
	2023年度（令和5年度）_大学院学生便覧
	本学HP 建学の精神・教育理念
	本学HP 修士課程 目的・目標
	本学HP 博士課程 目的・目標
	大学案内
	2022年度（令和4年度）_年報
	臨地看護学実習要項
	学校法人日本赤十字学園 第三次中期計画
	日本赤十字豊田看護大学 第三次中期計画（令和5年度）
	学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン
	学校法人日本赤十字学園 第四次中期計画
2 内部質保証	内部質保証推進規程
	2023年度（令和5年度）5月_教員会議議事録
	内部質保証推進要綱
	経営会議規程
	2023年度 各種委員会一覧
	アドミッションオフィス規程
	教育の質保証委員会規程
	ヘルスプロモーションセンター規程
	IR室規程
	3つのポリシー策定の基本方針
	2023年度（令和5年度）2月_教員会議議事録
	2018年度（平成30年度）11月_研究科委員会議事録
	2022年度・2023年度 共同看護学専攻連絡協議会議事録（抜粋）
	本学HP 自己点検・評価の結果について
	参加規程及び参加会運用内規
	中部ブロック各県支部・赤十字病院連絡協議会設置要綱
	職業実践力育成プログラム検討会議要綱
	本学HP 財務状況
	本学HP イベント情報
	2023年度（令和5年度）5月_第2回経営会議議事録
	2022年度（令和4年度）3月_第12回教育の質保証委員会議事録
	2018年度（平成30年度）_年報
	2019年度（令和元年度）_年報
	2020年度（令和2年度）_年報
	危機管理規程
	新型コロナウイルス感染予防対策本部組織図
	大学紀要 第16巻 第1号 2021年

	2021年度（令和3年度）8月_第5回教育の質保証委員会議事録 アセスメントポリシー
	2022年度（令和4年度）8月_第5回経営会議議事録
	2023年度（令和5年度）2月_第11回教育の質保証委員会議事録
	2023年度（令和5年度）3月_第14回経営会議議事録
3 教育研究組織	組織分掌規程
	本学HP 看護学部概要
	本学HP 修士課程概要
	本学HP 大学院紹介（博士課程）
	情報管理・図書委員会規程
	本学HP 公開講座
	本学HP 専門職の方
	本学HP イベント情報
	公開講座一覧（2017年度（平成29年度）～2023年度（令和5年度））
	専門職向け研修会一覧（2017年度（平成29年度）～2023年度（令和5年度））
	地域交流及び国際交流事業一覧（2017年度（平成29年度）～2023年度（令和5年度））
	本学HP 社会貢献活動
	豊田市高等教育活性化推進プラットフォームプロジェクト設置要綱
	情報ネットワーク支援室規程
	特別枠（学内進学）周知資料
	2016年度（平成28年度）12月_研究科委員会議事録
	2021年度（令和3年度）12月_研究科委員会議事録
	2022年度（令和4年度）8月_第5回教育の質保証委員会議事録
	2022年度（令和4年度）8月_臨時研究科委員会議事録
	科学研究費採択率一覧
	大学教員の科研費レビュー及び科研費申請に対する意識調査
	学術情報センター・図書館規程
	研究推進・紀要委員会規程
	2023年度（令和5年度）2月_第12回経営会議議事録
4 教育課程・学習成果	2018年度（平成30年度）7月_第3回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2018年度（平成30年度）8月_第5回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2018年度（平成30年度）9月_第7回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2023年度（令和5年度）_学部シラバス
	2018年度（平成30年度）11月_第9回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2019年度（平成31年度）4月_第1回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2019年度（令和元年度）7月_第4回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2019年度（令和元年度）9月_臨時カリキュラムワーキンググループ議事録
	入学前の準備学習通知
	2022年度（令和4年度）1月_第6回高大連携推進プロジェクトミーティング議事録
	2023年度（令和5年度）_授業開講スケジュール
	2023年度（令和5年度）_学年別時間割表
	2023年度（令和5年度）～2024年度（令和6年度）臨地看護学実習計画表
	2018年度（平成30年度）5月_第2回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2018年度（平成30年度）7月_第4回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2018年度（平成30年度）8月_第6回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2018年度（平成30年度）11月_第8回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2018年度（平成30年度）12月_第10回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2018年度（平成30年度）1月_第11回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2019年度（令和元年度）12月_第8回カリキュラムワーキンググループ議事録
	2020年度（令和2年度）11月_第8回教務委員会議事録
	2020年度（令和2年度）10月_第7回教育の質保証委員会議事録
	履修規程
	シラバス作成にかかる第三者チェック実施要領
	2024年度（令和6年度）_シラバス作成要領
	2020年度（令和2年度）_修正シラバス（遠隔授業用）

	2022年度（令和4年度）10月_第6回教育の質保証委員会議事録
	2020年度（令和2年度）_修正シラバス（遠隔授業用）
	2022年度（令和4年度）10月_第6回教育の質保証委員会議事録
	大学紀要 第18巻 第1号 2023年
	2023年度（令和5年度）12月_第8回教務委員会議事録
	2022年度（令和4年度）前期_授業評価アンケート
	2022年度（令和4年度）後期_授業評価アンケート
	授業評価アンケートに関する評価実施要領
	2023年度（令和5年度）9月_教授会議事録
	修士課程履修規程
	2023年度（令和5年度）12月_第9回教育の質保証委員会議事録
	既修得単位の認定に関する規程
	2023年度（令和5年度）4月_教授会議事録
	大学院 既修得単位の認定に関する規程
	共同看護学専攻 既修得単位認定規程
	共同看護学専攻 履修規程
	修士課程 修士論文・課題研究論文審査基準
	共同看護学専攻 後期3年博士課程学位審査規程
	共同看護学専攻 博士後期課程 学位論文審査基準
	2023年度（令和5年度）11月_第7回教育の質保証委員会議事録
	本学HP 学習成果の評価
	本学HP 卒業生（学部生・院生）アンケート調査
	本学HP 卒業生・修了生就職先調査
	看護師教育の技術項目と卒業時の到達度自己評価表
	保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度
	2023年度（令和5年度）8月_第5回教育の質保証委員会議事録
	2023年度（令和5年度）4月_第1回大学院教務・学生委員会議事録
	2023年度（令和5年度）10月_第6回大学院教務・学生委員会議事録
5 学生の受け入れ	学生募集要項
	大学院（修士課程）学生募集要項
	2023年度（令和5年度）2月_第10回共同看護学専攻連絡協議会議事録
	本学HP 学部 アドミッション・ポリシー
	本学HP 修士課程 アドミッション・ポリシー
	本学HP 博士課程 アドミッション・ポリシー
	本学HP 入試ガイド
	本学HP 学納金
	本学HP 奨学金
	奨学金説明会資料
	本学HP 大学院入試ガイド
	本学HP 大学院学納金・奨学金
	入試・広報委員会規程
	大学院 入試・広報委員会規程
	大学独自選抜入試 運営組織図
	推薦選抜入試 運営組織図
	大学院入試 運営組織図
	教授会規程
	研究科委員会規程
	障がいのある学生に対する支援規程
	2023年度（令和5年度）1月_第3回アドミッションオフィス議事録
	2023年度（令和5年度）大学院特別講演会チラシ
	2016年度（平成28年度）大学院教務・学生委員会総括
	2023年度（令和5年度）9月_研究科委員会議事録
	2023年度（令和5年度）9月_第2回アドミッションオフィス議事録
	2021年度（令和3年度）6月_第1回アドミッションオフィス議事録
	2023年度（令和5年度）4月_第1回大学院入試・広報委員会議事録
	2018年度（平成30年度）4月_第2回大学院入試・広報委員会議事録

	2018年度（平成30年度）6月_第4回大学院入試・広報委員会議事録
	大学院修士課程試験出題基準
	2019年度（令和元年度）7月_研究科委員会議事録
6 教員・教員組織	本学が求める教員像及び組織の編成に関する方針
	2023年度（令和5年度）3月_教授会議事録
	2023年度（令和5年度）3月_教員会議事録
	教員の資格審査基準に関する規程
	職員定数規程
	非常勤講師委嘱等手続規程
	大学院科目・研究担当審査委員会規程
	ガバナンス・コード
	教務補佐員取扱規程
	ティーチング・アシスタント取扱規程
	教員等人事手続規程
	教員選考規程
	2023年度（令和5年度）_FD・SDマップ
	2023年度（令和5年度）_FD・SD研修スケジュール
	FD・SD研修実施一覧（2017年度（平成29年度）～2023年度（令和5年度））
	授業評価アンケートに関する評価実施要項
	2023年度（令和5年度）12月_教授会議事録
	学校法人日本赤十字学園 職員勤務評価実施要綱
	教員の任期に関する規程
	2023年度（令和5年度）2月_教授会議事録
7 学生支援	新入生オリエンテーション資料
	在学生オリエンテーション資料
	障がいのある学生への支援リーフレット
	STOP！キャンパスハラスメントリーフレット
	学生支援の基本方針
	2023年度（令和5年度）_チューター一覧
	2023年度（令和5年度）_オフィスアワー一覧
	2023年度（令和5年度）_健康診断実施通知文書
	健康管理規程
	学生健康診断実施運用細則
	2023年度（令和5年度）_予防接種説明会資料
	学生相談室リーフレット
	2023年度（令和5年度）学生相談利用状況報告
	2022年度（令和4年度）11月_第7回学生委員会議事録
	2023年度（令和5年度）9月_第5回学生委員会議事録
	「学校法人日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」事業に関する規程
	入学前準備学習資料
	2023年度（令和5年度）4月_高大連携推進プロジェクト第1回ミーティング議事録
	2023年度（令和5年度）5月_高大連携推進プロジェクト第2回ミーティング議事録
	2023年度（令和5年度）奨学金説明会資料
	本学HP 「高等教育の修学支援新制度」令和5年度更新確認申請書の公開について
	大学等における就学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書
	2020年度（令和2年度）5月_第1回経営会議議事録
	2020年度（令和2年度）_補正予算計画調書
	2020年度（令和2年度）_補正予算計画調書添付資料
	リサーチ・アシスタント取扱規程
	自治会、サークル、6大学交流会等担当の役割分担
	クラブ助成金交付要綱
	サークル活動へ制限を実施する際の連絡方法に関する要望書
	サークル活動へ制限を実施する際の連絡方法に関する要望書に対する回答
	サークル活動制限緩和に関する要望書
	サークル活動制限緩和に関する要望書に対する回答

	就職試験結果届
	進学試験結果届
	2022年度(令和4年度)_キャンパスライフアンケート結果
	教育改善学生委員会規程
	2022年度(令和4年度)3月_第2回教育改善学生委員会議事録
8 教育研究等環境	教育研究等環境整備に関する方針
	Wi-Fi 接続方法周知文書
	情報ネットワークシステム利用規程
	インターネット利用ハンドブック
	2023年度(令和5年度)基礎看護学実習要項
	個人研究費運用規程
	大学院教員個人研究費及び指導経費等に関する申し合わせ事項
	2020年度(令和2年度)1月_研究科委員会議事録
	2023年度(令和5年度)研究推進ワークショップ実施報告書
	2023年度(令和5年度)12月_教員会議議事録
	教員の自主計画研修取扱要領
	研究費の不正防止に関する機関内の責任体制図
	公的研究費運営・管理規程
	公的研究費不正防止にかかる誓約書
	公的研究費不正防止計画
	公的研究費に係る 内部監査要綱
	監査計画書
	公的研究費不正に係る調査等に関する取扱規程
	研究活動不正行為防止規程
	公的研究費の使用に関する行動規範
	研究活動に関する行動規範
	公的研究費の不正使用防止に関するコンプライアンス教育及び啓発活動計画
	研究倫理審査委員会規程
	研究倫理審査委員会運用細則
9 社会連携・社会貢献	豊田市と日本赤十字豊田看護大学との包括連携に関する協定書
	豊田市と日本赤十字豊田看護大学との防災・減災に関する協定書
	2023年度(令和5年度)尾張旭市摂食嚥下障害予防「つばめ体操」請書
	あいち認知症パートナー企業・大学登録者一覧
	2019年度(令和元年度)12月_第8回地域連携委員会議事録
	宮口一色自治区と日本赤十字豊田看護大学との自主避難場所利用に関する覚書
	災害対応個別マニュアル
	日本赤十字豊田看護大学と愛知県立豊田高等学校との高大連携に関する協定書
	高大連携にかかる授業実施一覧(2019年度(令和元年度)~2023年度(令和5年度))
	豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム設置規程
	豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム運営会議設置要綱
	豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム中長期計画
	公開講座・専門職向け研修会基本方針
	日本赤十字豊田看護大学とタイ赤十字看護大学との交流に関する協定書
	2023 Program for STIN students
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	学校法人日本赤十字学園看護大学規程
	学校法人日本赤十字学園看護大学組織分掌規程準則
	2023年度(令和5年度)9月_第6回経営会議議事録
	学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程
	学校法人日本赤十字学園常務理事会規程
	看護教育カリキュラム委員会設置規程
	学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程
	学部長等選考規程
	学部長等候補者選考委員会規程
	学術情報センター・図書館長選考規程

	人事委員会規程
	危機管理マニュアル
	国際交流等に伴う危機管理対策要項
	イラストで理解する豊田市特製感染対策マニュアル
	大規模災害時における災害拠点としての施設利用等に関する協定
	日本赤十字社愛知県支部との覚書
	学校法人日本赤十字学園内部監査規程
	2023年度（令和5年度）8月_第11回20周年記念プロジェクト議事概要
	日本赤十字社職員勤務評定規程
	FD・SD委員会規程
10 大学運営・財務 (2) 財務	「中長期収支見込」・「資金計画及び固定資産整備・改修計画」
	2023年度（令和5年度）12月_第9回経営会議議事録
	自己診断チェックリスト
	2023年度（令和5年度）7月_第4回経営会議議事録
	収支改善計画
	サポーターズ募金のご案内
	資産運用一覧
	開学20周年記念事業収支報告書
	2023年度（令和5年度）6月_第1回私立大学等改革総合支援事業検討部会資料
	2023年度（令和5年度）8月_第5回経営会議議事録
	財務計算書類（6カ年分）
	2022年度（令和4年度）財産目録
	2022年度（令和4年度）アニュアルレポート
	監事による監査報告書（6カ年分）
	監査法人による監査報告書（6カ年分）
	5カ年連続財務計算書類（様式7-1）
その他	042851_別紙1 日本赤十字豊田看護大学評価体制図_2023.12.18 改正
	042852_別紙2 日本赤十字豊田看護大学内部質保証システム体系図_2023.12.18 改正
	042853_別紙3 アセスメントプラン_2023.12.18 改正
	042860_内部質保証推進要綱_（2023.8.21 改正）
	042870_自己点検評価シート_（2023.08.21 改正）
	042850_内部質保証推進規程（2023.12.18 改正）
	修正版_大学基礎データ（日本赤十字豊田看護大学）
	修正版2_大学基礎データ（日本赤十字豊田看護大学）
	令和5年度監事監査報告書
	令和5年度監査法人監査報告書
	令和5年度計算書類
	追加資料6-15_FD・SD研修実施一覧（2017年度（平成29年度）～2023年度（令和5年度））
	項目追加6-15_FD・SD研修実施一覧（2017年度（平成29年度）～2023年度（令和5年度））

日本赤十字豊田看護大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	2020年度（令和2年度）大学院看護学研究科共同看護学専攻自己点検・評価（最終評価）進捗状況報告書
	日本赤十字豊田看護大学に対する大学評価（認証評価）結果
	2023年度（令和5年度）事業計画
2 内部質保証	2017年度（平成29年度）_年報
	2018年度（平成30年度）6月_第3回教育の質保証委員会議事録
	2018年度（平成30年度）8月_第5回教育の質保証委員会議事録
	2018年度（平成30年度）9月_第6回教育の質保証委員会議事録
	2020年度（令和2年度）3月_第11回経営会議
	2021年度（令和3年度）事業計画
	2022年度（令和4年度）12月_第9回経営会議
	2022年度（令和4年度）事業計画
	2023年度（令和5年度）7月_第4回教育の質保証委員会議事録
	2024年度（令和6年度）4月_第1回自己点検・評価委員会議事録
	2024年度（令和6年度）4月_第2回自己点検・評価委員会議事録
	2021年度（令和3年度）11月_第8回教育の質保証委員会議事録
	令和4年度キャンパスライフアンケート公開にかかる決裁写し
	令和4年度「情報公開」の内容更新にかかる決裁写し
	2022年度（令和4年度）3月_臨時経営会議議事録
	2023年度（令和5年度）5月_第2回経営会議議事録
2023年度（平成5年度）_年報	
3 教育研究組織	2022年度（令和4年度）9月_臨時経営会議議事録
	2021年度（令和3年度）6月_第3回大学院入試・広報委員会議事録
	2021年度（令和3年度）7月_第4回大学院入試・広報委員会議事録
	2021年度（令和3年度）10月_第6回大学院入試・広報委員会議事録
	2021年度（令和3年度）12月_第8回大学院入試・広報委員会議事録
	2015年度（平成27年度）5月_第2回IR委員会議事録
	2015年度（平成27年度）9月_第5回大学院教務・学生委員会議事録
	2015年度（平成27年度）10月_第6回大学院教務・学生委員会議事録
	2015年度（平成27年度）11月_第7回大学院教務・学生委員会議事録
	2015年度（平成27年度）12月_第8回大学院教務・学生委員会議事録
	2015年度（平成27年度）1月_第9回大学院教務・学生委員会議事録
	2020年度（令和2年度）10月_第6回経営会議議事録
	2021年度（令和3年度）6月_第126回研究科委員会議事録
	2018年度（平成30年度）7月_第4回大学院教務・学生委員会議事録
	2018年度（平成30年度）8月_第5回大学院教務・学生委員会議事録
	2022年度（令和4年度）10月_第6回大学院教務・学生委員会議事録
	2023年度（令和5年度）1月_第11回経営会議議事録
	4 教育課程・学習成果
2018年度（平成30年度）11月_教授会議事録	
2018年度（平成30年度）12月_教授会議事録	
2018年度（平成30年度）1月_教授会議事録	
単位互換実施にかかる他学等の授業科目の履修に関する規程（第5条・第6条）	
2023年度（令和5年度）6月_第3回教育の質保証委員会議事録	
学部DP毎のGPA（前期）	
学部DP毎のGPA（後期）	
修士DP毎のGPA	
2023年度（令和5年度）自己点検評価シート	
2021年度（令和3年度）11月_第8回教育の質保証委員会議事録	
2020年度（令和2年度）3月_第12回教育の質保証委員会議事録	

	2024年度（令和6年度）自己点検評価シート
	2023年度（令和5年度）3月_第11回大学院教務学生委員会議事録
	2023年度（令和5年度）3月_第11回教務委員会議事録
	2023年度（令和5年度）3月_第16回入試広報委員会議事録
	2023年度（令和5年度）3月_第12回大学院入試・広報委員会議事録
	2023年度（令和5年度）第1回学生委員会議事録
	2024年度（令和6年度）4月_第1回学生委員会議事録
	2023年度（令和5年度）5月_第2回自己点検・評価委員会議事録
5 学生の受け入れ	2023年度（令和5年度）2月_第10回大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会議事録
	2024年度（令和6年度）6月_第3回大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会議事録
	2024年度（令和6年度）8月_第3回アドミッションオフィス議事録
	2023年度（令和5年度）4月_第1回入試・広報委員会議事録
	2024年度（令和6年度）4月_第1回入試・広報委員会議事録
	2024年度（令和6年度）5月_第1回アドミッションオフィス議事録
6 教員・教員組織	2023年度（令和5年度）8月_第5回人事委員会議事録
	2023年度（令和5年度）2月_第17回人事委員会議事録
	2023年度（令和5年度）8月_第2回教員選考委員会議事録
	直近3年間の大学院特別講演会一覧
	2023年度（令和5年度）2月_FD・SD委員会議事録
	2023年度（令和5年度）3月_FD・SD研修会アンケート報告書
	2023年度（令和5年度）_勤務評価_職位別基準値到達割合（平均）
7 学生支援	2023年度（令和5年度）2月_第18回自己点検・評価委員会議事録
	2023年度（令和5年度）3月_第12回教育の質保証委員会議事録
	2023年度（令和5年度）10月_第6回学生委員会議事録
	2023年度（令和5年度）10月_教授会議事録
	2022年度（令和4年度）4月_第1回教育の質保証委員会議事録
	2022年度（令和4年度）5月_第2回教育の質保証委員会議事録
	2023年度（令和5年度）10月_第7回教育の質保証委員会議事録
8 教育研究等環境	博物館明治村所蔵日本赤十字豊田看護大学保管の赤十字史料を活用した研究論文、報告書、書籍、投稿、展示などのリスト
	2022年度（令和4年度）、2023年度（令和5年度）教務補佐員・TA・RA採用実績
	助成金募集リスト
	研究推進ワークショップ開催実績
	公的研究費の不正使用防止に関するコンプライアンス教育及び啓発活動計画
	2023年度（令和5年度）10月_第7回経営会議議事録
	2022年度（令和4年度）11月_第8回経営会議議事録
	赤十字史料の利用状況分析
9 社会連携・社会貢献	本学HP お知らせ一覧【ウェブ】
	2023年度（令和5年度）_年報
	令和5年度 Escola Alegria de Saber 身体計測実施報告書
	2023年度（令和5年度）9月_第5回地域連携委員会議事録
	2023年度（令和5年度）7月_専門職向け研修会アンケート結果
	2023年度（令和5年度）7月_専門職向け研修会実施報告書
	2023年11月 Vol.38『いとすぎの丘』
	自己点検評価委員会規程
	2023年度（令和5年度）2月_第11回地域連携委員会議事録
	2023年度（令和5年度）6月_第1回豊田高校医療看護コース検討会議録
	2023年度（令和5年度）12月_第2回豊田高校医療看護コース検討会議録
	2023年度（令和5年度）3月_第3回豊田高校医療看護コース検討会議録
	2024年度（令和6年度）6月_第1回豊田高校医療看護コース検討会議録
	2023年度（令和5年度）第12回経営会議議事録
	2023年度（令和5年度）7月_第4回地域連携委員会議事録

	2023 年度（令和 5 年度）6 月_地域保健課及び市民活躍支援課との打ち合わせ報告書
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	日本赤十字社職員の研修について
	事務系職員人材育成プラン
	新人職員向けオリエンテーション資料 1
	新人職員向けオリエンテーション資料 2
	新人職員向けオリエンテーション資料 3
	新人職員向けオリエンテーション資料 4
	新人職員向けオリエンテーション資料 5
	新人職員向けオリエンテーション資料 6
	日本赤十字学園新任教職員研修資料
	2023 年度（令和 5 年度）8 月_臨時教授会議事録
	SD 研修案内メール本文
	SD 研修参加にかかる資料
	2023 年度（令和 5 年度）10 月_第 7 回経営会議議事録
	2023 年度（令和 5 年度）10 月_教授会議事録
	2023 年度（令和 5 年度）10 月_教員会議議事録
	2023 年度（令和 5 年度）11 月_経営会議議事録
	2023 年度（令和 5 年度）11 月_教授会議事録
2023 年度（令和 5 年度）11 月_教員会議議事録	
10 大学運営・財務 (2) 財務	豊田市ふるさと納税を活用した大学支援
	専門職向け研修会チラシ
	2024 年度（令和 6 年度）6 月_第 1 回人事委員会議事録
	定期預金・債券預入状況
その他	全体面談（1）学長プレゼン資料_日本赤十字豊田看護大学の概況
	2024. 04. 25 第 001 回情報ネットワーク支援室定例会 議事録
	2024. 05. 20 第 002 回情報ネットワーク支援室定例会 議事録
	2024. 06. 24 第 003 回情報ネットワーク支援室定例会 議事録
	2024. 07. 23 第 004 回情報ネットワーク支援室定例会 議事録
	2024. 08. 27 第 005 回情報ネットワーク支援室定例会 議事録
	2024. 09. 24 第 006 回情報ネットワーク支援室定例会 議事録
	2020 年度（令和 2 年度）事業計画
	2021 年度（令和 3 年度）12 月_第 1 回 DX 推進検討会議議事録
	2021 年度（令和 3 年度）12 月_第 9 回経営会議議事録
	2021 年度（令和 3 年度）事業計画
	2022 年度（令和 4 年度）1 月_第 10 回経営会議議事録
	2023 年度（令和 5 年度）_自己点検評価シート
	2023 年度（令和 5 年度）1 月_第 10 回教育の質保証委員会議事録
	2024 年度（令和 6 年度）_自己点検・評価委員会資料抜粋
	2024 年度（令和 6 年度）自己点検評価シート
	ディプロマサプリメント例
	看護学部特待生規程(2022. 12. 19 改正)
	基準 2③_修正回答
	赤十字総合セミナー資料
	令和 5 年度学修成果に関する調査結果
	令和 5 年度第 1 回教育改善学生委員会後の改善状況について
	【追加説明】_赤十字資料室